

# 就学支援金制度（2021年度入学生用）

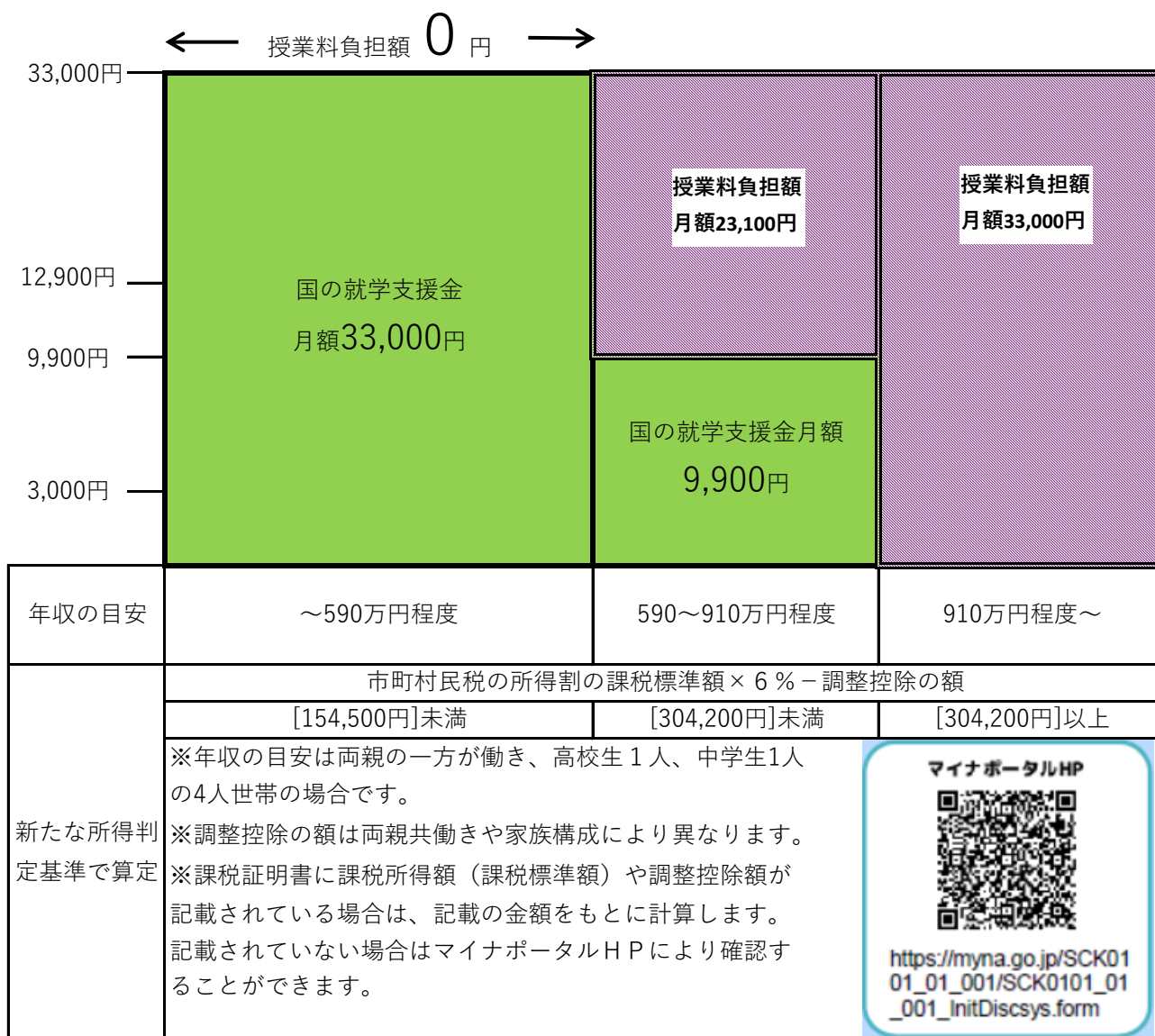
年収が590万円程度以下の世帯は実質授業料が無償化となります。

ただし、所得判定基準額が154,500円（年収590万円程度）以上の世帯は授業料を収入に応じて負担していただきます。

就学支援金制度	
国が、授業料の充てるための就学支援金を支給することにより、高等教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与するものです。	

## 世帯年収の目安と支援金等の内訳

授業料：月額33,000円



※授業料以外の諸経費（月額3,500円）は別途納付いただきます。

※「年収の目安」は給与世帯の目安です。必ず所得課税額等を確認してください。